2014年インド中央政府予算案 Budget Plus 2014

2014年8月

免責事項:本資料または本資料に含まれる情報(以下、「本資料」)は、一般的な情報提供を目的としており、特定の目的でのご利用・専門的な判断の材料としてのご利用・詳細な調査の代用等のために提供されているものではありません。本資料などを利用されることによって発生するいかなる損害に対しても、EY及びそのメンバーは一切の責任を負いかねますことをご了承下さい。



GSTFiscal deficit Taxing 目次

- 予算の背景
- 予算案 2014
 - 主要政策
 - 直接税
 - 間接税



Retrospective amendments Super rich tax Indirect tax



統計指標による経済の見通し-マクロ動向

- ▶ 2013年度の実質GDP成長率の見通しは 4.7% 程度と見込まれる。産業毎 のGDPに占める割合は以下の通り
 - ▶ 農業- 13.9%
 - ▶ 鉱工業 26.1%
 - サービス業 59.9%
- 経済成長の減速は広範囲に渡り、(製造業など)特定の分野に大きな影響を与えた
- ▶ 名目GDP の成長率 は13.4%
- ▶ 2014年度の実質GDP成長率 は5.4% 5.9% を見込む
- 製造業の回復、財政支出の改善、世界経済の緩やかな成長によっては、 GDP成長率改善が期待できる
- ただし、段階的な投資の再呼び込みにかかる時間、インフレ、例年以下の降水量、アジア経済の伸び悩み、地政学的緊張を考えると、見込みの底辺寄りとなると思われる

歳出と補助金の推移

単位:百万ルピー

歳出 (1)	2012-13 (2)	2013-14 (3)	2014-15 (4)	(2)に対する(3) の増減 %	(3)に対する(4)の 増減
計画外	9,967,470	11,104,000	12,198,920	11.40	9.86
計画	4,136,250	4,530,850	5,750,000	9.54	26.91
合計	14,103,720	15,634,850	17,948,920	10.86	14.80
主な補助金	2012-2013	2013-14	2014-15	(2)に対する(3)	(3)に対する(4)の
主な補助金 (1)	2012-2013 (2)	2013-14 (3)	2014-15 (4)	の増減	増減
				* *	1 * *
				の増減	増減
(1)	(2)	(3)	(4)	の増減 %	增減 %
(1)	(2) 850,000	920,000	(4) 1,150,000	の増減 % 8.24	増減 % 25.00

歳入

単位:百万ルピー

歳入	2012-13 (1)	2013-14 (2)	2014-15 (3)	(1)に対する(2)の 増減 %	(2)に対する(3)の 増減 %
税収	10,362,340	11,589,060	13,645,240	11.83	17.74
税収以外の歳入	1,373,540	1,932,260	2,125,050	40.68	9.98
歳入合計	8,792,320	10,292,520	11,897,630	17.06	15.59
法人税	3,562,360	3,936,770	4,510,050	10.51	14.56
その他所得に対する 税金	2,014,860	2,416,910	2,842,660	19.95	17.62
富裕税	8,460	9,500	9,500	12.29	0
関税	1,653,460	1,750,560	2,018,190	5.87	15.29
物品税	1,765,350	1,795,370	2,071,100	1.70	15.36
サービス税	1,326,010	1,649,270	2,159,730	24.38	30.95
直轄領の税収	30,940	30,670	34,010	△ 0.87	10.89

マニフェストの分析

#	マニフェスト	予算
1	投資家にとって透明性、信頼性の 高い税制へ	政府は新たに租税債務を創出するような遡及適用は一切しないことを強調し、投資家を安心させる強いメッセージ投資家フレンドリーで成長を促進するような、安定かつ予測可能な税務環境の創出をコミットメント
2	税制の合理化、簡素化	訴訟を減らし、また歪んだ関税構造の問題に対処するための税制の合理化財政余地の範囲内に収める
3	紛争解決メカニズムの見直し	 ■ 直接税中央委員会(CBDT)の高官級の委員会による、間接譲渡取引の税制に係る現行の遡及修正規定から起こる新たな事案の精査 ▶ 居住納税者は規定の閾値以上の所得税税務に関し、事前裁定(AAR)を受けられる ▶ 事前裁定制度(AAR)のための裁判所を補充 ▶ 所得税紛争処理委員会の適用範囲の拡大 ▶ 高官級の委員会は、税法上明確化が要求される分野において、事実確認のため、貿易や商業についてアンテナをはり、情報を入手する ▶ 移転価格規制 ▶ APAの管理体制の強化 ▶ 独立企業間価格算定のためのレンジ概念の導入 ▶ 複数年度データ使用の容認

マニフェストの分析

#	マニフェスト	予算案
4	GST導入に向けた全州政府との協議の促進	 GST導入の是非をめぐる論争の終結 徴税権を失うことを危惧する州、その適正な補償を求める州がある 財務大臣は各州と協議済み GST導入へ向けた道筋の模索、年内に導入方法についての結論を得る 中央政府は税収の配分で州政府が有利となるよう州政府側と交渉を進める方針を打ち出した
5	テクノロジーとイノベーションの国内 産業化に向けたR&D投資への優遇 税制	-(言及なし)

GSTFiscal deficit Taxing

目次

- 1. 予算の背景
- 2. 予算案2014
 - ▶ 主要政策
 - ▶ 直接税
 - ▶ 間接税



Budget Connect+

Retrospective amendments
Super rich tax
GAAR
Indirect tax



歳出管理委員会の設置

- ▶歳出をモニタリングする機関として設置
- ▶(補助金のばらまきが顕著だった)食品、石油の補助金も含め、的をしぼった補助金政 策への見直し

税制管理

- ▶通常、遡及変更は行わないとコミットメント
- ▶2012年の間接譲渡の税制に係る現行の遡及修正規定から起こる新たな事案を精査するため、直接税中央委員会による高官級の委員会の設置を提案

GST(物品サービス税)

▶ GST導入へ向けた道筋の模索、年内に導入方法についての結論を得る

外国直接投資

- ▶ 防衛産業と保険業の出資比率上限を、FIBP事前承認ルートでインドの管理監督下(議 決権の上限を26%に据置き)におかれることを条件に現行の26%から49%に引上げ
- 建設業でのしきい値条件の緩和 −開発土地面積の条件が5万㎡から2万㎡に緩和、最 少資本金が3年間のロックイン期間を条件に1千万ドルから5百万ドルへ緩和

観光業

▶ 9つの空港にて段階的に電子申請システム(e-Visa)を導入

インフラ投資信託

▶ 不動産投資信託(REITs)に類似して、インフラプロジェクトのためのインフラ投資信託の 導入をし、長期融資を取り込む

銀行

- 個人投資家への株の売却を通して、公的金融機関の段階的な再編を促す
- ▶ 公的金融機関の統合を検討
- ▶ 新たに6つの債権回収機構を設置

デジタルインディア

▶ITを駆使して行政サービスへより広範囲で繋がるよう、アクセスを向上させ、政策の決定 プロセスにより透明性を持たせるべく、"デジタルインディア"という全国規模のプログラ ムを展開

インフラストラクチャー

▶"3Pインディア"と呼ばれる官民パートナーシップ(PPPs)を支援する機関を設立し、紛争の迅速な解決メカニズムを構築する

金融機関

- ▶金融部門法律改正委員会(Financial Sector Legislation Reforms Commission)の提案に基づき、よりよいガバナンスと財政責任への金融法を制定するための協議に結論を得る
- ▶ますます複雑化する経済の課題に対応するため、RBIと協議して近代的な金融政策の 枠組みを設置
- ▶許容される全ての証券預託発行を可能にすべくADR(米国預託証券)/GDR(グローバル 預託証券)を自由化
- ▶IDR(インド預託証券)を刷新し、より自由で大がかりなインド預託証券を導入

小売業

製造業に対して自動認可ルートによる100%外国直接投資が許可されていますが、今回、 製造業は追加的な承認なしで小売業者やE-コマースを通じた製品の販売が許可されること が明確にされました。

化学品

- 化学品及び関連製品の輸出入に著しい増加がみられました。
- 州の規制機関を強化し、薬物検査機関を改善することにより、国内製造化学品及び関連製品の品質改善への第一歩を踏み出すことになります。
- 肥料助成金などの重要なエリアに対する特別な注力を注ぎます。

教育

若年層の雇用拡大、高等教育の支援、農業研究・バイオテクノロジー・スポーツの推進等の 様々な施策措置を発動します。

テクノロジー

「デジタルインディア」という名の下、全インドでの取り組みを開始。農村レベルでのブロードバンド接続の確保や、IT基盤を通じたサービスへのアクセス向上等を図ります。

官民パートナーシップを通じた研究施設の強化を図り、より効果的な技術革新を促進します。 創業・起業を促進し、会社の新規設立に1千億ルピーの資金を投下。加えて、20億ルピーの資金を元手に、テクノロジーセンターネットワークを設立し、シードキャピタル事業(初期段階のベンチャー企業への投資事業)を開始します。

ライフサイエンス

- 結核診断と治療のための国立研究所を設立します。
- 全インド医科大学(AIIMS)を4つ増設します。
- 既存の薬品研究所の改善と新規設立によって、州ごとの薬剤と食品規制機関を強化します。
 - 官民パートナーシップ(PPP)を通して技術革新の効率化をはかるための研究所を強化します。

ガ石ス油

全国にガス配管網を行き渡らせるため、官民パートナーシップ(PPP)モデルで1万5千kmのガスパイプラインシステム開発が提案されました。

金融部門とキャピタルマーケット

- 不必要な規制をなくすことで、活力、流動性のある債券市場への道筋を示し、通貨デリバティ ブマーケットを深化させます。
- 許容される全ての証券預託発行を可能にすべくADR(米国預託証券)/GDR(グローバル預託証券)を自由化します。
- インドの債務証券の国際決済を許可します。
- IDR(インド預託証券)を刷新し、より自由で大がかりなインド預託証券を導入します。
- 金融部門全体で導入するKYC規範を統一し、KYC記録のインターユーザビリティを実行します

銀行部門

- 個人投資家への株の売却を通して、公的金融機関の段階的な再編を促します。
- インフラストラクチャー部門への長期融資を実現すべく、銀行に不測の事態にも対応できる柔軟な長期貸付の仕組みが導入されることを奨励します。
- 民間の総合銀行認可のための仕組みの確立します。

保険業

FIBP事前承認ルートで、且つインドの管理監督下におかれることを条件に、投資比率上限を現行の26%から49%に引上げられます。



建設業 不動産

- スマートシティ開発を促進するために、現行の実績ベースのFDI規制における緩和措置が提案 されました。
- 開発土地面積の基準が現行の5万㎡から2万㎡へ引下げられます。
 - 最低資本金を、建設後3年間維持することを条件に、1千丸ドルから5百万ドルへ引下げられます。
- さらに、中低所得者層向け住宅へ少なくともプロジェクト総額の30%が振り向けられるプロジェクトについては、3年間維持することを条件に、最低建設面積や資本金の要件が免除されます。 CSR活動の項目の中にスラム街の開発を含めることが、民間セクターのこの分野での活動を促進するために提案されました。
- 不動産及びインフラセクターへ、在外インド人を含む国内外から長期融資をひきつけるため、インド証券取引委員会(SEBI)は、パブリックコメントを求めて、規定のドラフトを提出しました。まだ正式な通知は出ていません。

GSTFiscal deficit Taxing

目次

- 1. 予算の背景
- 2. 予算案2014
 - ▶ 主要政策
 - ▶ 直接税
 - 間接税

Budget Connect+

Retrospective amendments
Super rich tax
GAAR
Indirect tax



税率

- 個人所得税の累進税率に変更なし
- 個人所得税の免税の基準となる金額が以下の通り増加:
 - ▶ 60歳未満のインド居住者-5万ルピー増加し、25万ルピーまで非課税
 - ▶ 60歳から80歳までのインド居住者-5万ルピー増加し、30万ルピーまで非課税
- ▶ 法人税率に変更なし
- ▶ サーチャージ及び教育目的税についても現状の税率が継続

個人所得税サマリー

年間所得(ルピー)	現状	提案	備考
0 – 250,000	0%	0%	
250,001 – 500,000	10.3%	10.3%	
500,001 – 1,000,000	20.6%	20.6%	
1,000,001 – 10,000,000	30.9%	30.9%	
10,000,001 -	33.99%	33.99%	サーチャージ10%

- •60歳以上の高齢者は300,000ルピーまで非課税
- ・80歳以上の高齢者は500,000ルピーまで非課税

法人税率等のサマリー

項目		現状	提案	備考
法人税	内国法人(*)	33.99%	33.99%	年間所得が1億ルピーを超える 場合
	外国法人	43.26%	43.26%	年間所得が1億ルピーを超える 場合
配 当分配税 (DDT)		16.995%	19.995%	計算方法に変更あり
最低代替税 (MAT)		20.96%	20.96%	

*内国法人の場合、

- ·年間所得が1千万ルピー未満:30.9%
- ·年間所得が1千万ルピー以上1億ルピー未満:32.445%



配当分配税(DDT)

- ▶ 国内企業及び投資信託は、現在、配当分配税(DDT)の支払い義務を負っている
- ▶ 2014年10月1日以降に行われる配当において、DDTは配当金額をDDTの税率でグロスアップした金額に基づき計算され、支払われることとなる。
- ▶ これは、結果としてDDTとして支払う金額がこれまでと比べて増加することとなり、配当 を行う場合のキャッシュ・アウト・フローが増加する

配当分配税(DDT)-計算例

現状

項目	ルピー
分配される配当 (課税ベース)	85
DDT (15%)	12.75

提案

項目	ルピー
配当金額	85
15ルピーをグロスアップ [(85×0.15)/(1-0.15)]	15
グロスアップ後の金額 (課税ベース)	100
DDT (15%)	15
分配される配当	85

*上記におけるDDTの税率は計算を簡略化するため、サーチャージ及び教育目的税は含んでいない

**課税ベースがグロスアップ後の金額となるため、実質的な納税額が増える(キャッシュ・アウト・フローの増加)

免税、控除及び税制優遇措置

セクション35ADに基づく投資関連控除の変更の提案

- ▶セクション35ADに基づく投資関連控除は、2014年4月1日以降業務を開始した以下の事業に拡大された
 - 鉄鉱石の輸送のためのスラリーパイプラインの敷設及び運営
 - ▶ 半導体ウエハ製造産業
- ▶控除対象となった設備は特定の事業のために8年間使用されることが要求される
 - 控除の請求後、この条件が満たされなくなる場合には、すでに行われた控除額からその時点までの減価償却費相当を控除した金額について、事業所得とみなされ課税対象となる
- ▶セクション35ADに基づいて便益を享受した場合には、セクション10AAに基づくタックスホリデーの権利はない
- ▶セクション35ADに基づく投資関連控除はAMT(代替最低税)の計算のための税額調整の 計算において加算される
 - ▶ しかし、税額調整の計算においてセクション32に基づく減価償却費は減算される

免除、控除及び税制優遇措置

投資控除

- ▶取得コストの15%の追加控除
 - ▶ 新しい設備に対する2億5千万ルピーを超える投資が対象
 - ▶ 当該設備は2014年4月1日から2017年3月31日の間に取得され導入されるものが対象となる
 - ▶ 当該設備が5年以内に売却又は譲渡(合併やディマージャーの場合を除く)される場合、追加 控除は売却又は譲渡された年度における事業所得として課税される

外国企業からの配当

▶インド会社が特定の外国企業から配当を受領する場合における15%の軽減税率の期限 はなくなった

FII/FPIにより稼得される収入の特質

- ▶セクション2(14)における固定資産の定義は、以下のように変更された
- ▶FII/FPIにより保有される証券は固定資産としてみなされる
- ▶このような証券の譲渡から得られる収入はキャピタルゲインの性質をもつ
- ▶この変更は2014年度から適用される

免除、控除及び税制優遇措置

長期債券の調達のための税制優遇措置

- ▶外国通貨により行われた非居住者に対する借入の利息の支払いについての軽減税率 (5%)の適用は、2015年6月30日から2017年6月30日までに延長された
- ▶この軽減税率(5%)は、インフラ債を含む全ての非居住者に対する長期債券の利息に適用される
- ▶この変更は2014年10月1日から有効となる

電力セクターがタックスホリデーを享受するための期限が2014年3月31日から2017年3月 31日までに延長された

不動産投資信託(REITs)及びインフラ投資信託(InvITs)に対する課税

- ▶ 2014年10月1日から適用されるものとして、不動産投資信託(REITs)及びインフラ投資信託(InvITs)に関する特別な税制が導入される
- ▶ 事業信託の利息収入に対するパススルー課税の適用
 - ▶ 信託に対する非課税、SPVレベルでは源泉不要
 - ▶ 金融商品の所有者に分配される利息収入については、非居住者であれば5%の源泉税が、居住者であれば10%の源泉税が適用される
- ▶ 事業信託が受け取る配当は、SPVにおいてDDTの対象となる
 - ▶ 信託にある場合免除。金融商品の所有者に分配される配当収入も免除
- 事業信託による資産の処分についてのキャピタルゲインは課税される。このような収益の金融商品の所有者への分配は免税
- ▶ 事業信託により利用される非居住者からのECBの利息は5%で課税
- 事業信託は税務申告を行うことが要求される

源泉税 (TDS)

▶ 納税者がTDSの控除や納税を誤ったために、「不履行納税者」とみなされることの期限が以下の通り変更となった:

規定される 期限	TDSの申告をした納税者	TDSの申告をしなかった納税者
現状	TDSの申告した年度末から2年	支払い/クレジットが行われた年度 末から6年
提案	支払い/クレジットが行われた年度末から7年	

▶ 通常の税務調査の期限(7年)との一貫性を図った形となる

税額計算及び開示に関する基準

- 中央政府は、時折、あらゆる分類の納税者やあらゆる分類の所得に適用される税額計算及び開示に関する基準を通知してきた
- ▶ セクション145(2)に基づいて通知されている基準に従い所得を計算しない場合、税務 調査官はセクション144に基づく、Best judgment assessmentを行う可能性がある
- ▶ セクション145(2)に基づいて通知されている会計基準は、単に帳簿を保持することを意味するものではないということが明確にされた

一定の納税免除者に対する税務申告

- ▶ 投資信託、証券信託、ベンチャーキャピタル会社、ベンチャーキャピタルファンドにおいて、総所得金額が非課税限度額を超えた場合、所得税の申告を行う必要がある
- ▶ 投資信託及び証券信託は、収益の分配を行う前に、所得税の申告及び納税を行うことが必要となる
- ▶ ベンチャーキャピタル会社及びベンチャーキャピタルファンドについては、Form 64を用いて税務申告が行われるが、投資信託及び証券信託については、これと同様の規定はない

移転価格税制

2014年10月1日以降、事前確認制度(APA)の遡及適用が可能に

- ▶APAについて、申請時から4年間遡って適用することが可能になる
- ▶遡及適用に必要な条件については、今後別途規定される

みなし国外関連取引

▶2015年4月1日より、インド居住者間の取引についても、みなし国外関連取引の適用範囲 となる

移転価格税制

独立企業間価格(ALP)の算定

- ▶ALPについて、従来からの算術平均値概念に基づく算定でなく、レンジ概念に基づく算定によることが、財務大臣から提案された
 - 年度財政法案の部分修正でなく、所得税法の修正が必要となる
- ▶ALPの算定にあたって、複数年度のデータを使用することが財務大臣から提案された
 - ▶ 現行規定では、基本的には単年度のデータの使用しか認められておらず、ALPの 算定にあたり影響を及ぼす場合のみ、直近2年度分のデータの使用が認められて いる

企業の社会的責任(CSR)

▶ 2013年会社法の規定により発生するCSR費用は、それ自体純粋な事業目的で支出される費用ではない。このため、所得税法の規定上も、これらの費用を損金算入することはできない

▶ しかし、CSRに関して発生する費用のうち、人件費など、所得税法上も損金算入が認められている費用については、今後別途規定される条件を満たす限り、損金算入が可能となる

源泉税徴収懈怠による損金算入否認

損金算入否認の限定

ト居住者に対する支払の際に源泉を行わない場合、あるいは、源泉税を納付しない場合、費用として処理した金額の30%については、損金算入が認められない

損金算入否認規定の範囲拡大

- ▶損金算入否認規定の範囲が拡大され、源泉税の目的となる全ての所得がその対象となった
- ▶給与及び役員報酬についても、損金算入否認規定の範囲に含められた

源泉税支払期限の延長

▶非居住者に対する支払について、申告期限前に源泉税の徴収及び納付を行った場合には、当該支払について損金算入が認められることが明確になった

税務手続上の規定

強制調査権

▶2014年10月1日以降、源泉税·源泉徴収に関するコンプライアンス遵守の確認のため、 所得税局による調査権限が拡大される

情報請求権

▶2014年10月1日以降、税務当局には広範囲な情報請求権が与えられる。情報の正確性 を検証するため、有用であり関連すると判断されるあらゆる関係者から、情報及び文書の 調査を行うことが可能となる

故意による資料・文書の提出懈怠

- ▶故意による資料・文書の提出懈怠は、罰則対象となる
 - 禁固1年、あるいは(かつ)、
 - ▶ 罰金

税務手続上の規定

仮差押

- ▶ 申告・納付義務不履行後、6ヵ月を経過すると、当局による仮差押が可能
- ▶ 仮差押に関する規定は、当局関連部門の審議を経て、2014年10月1日から2年間、あるいは、調査・特別調査終了後60日のいずれか遅い期間まで延長される予定

情報文書の備置義務

- ▶ 別途規定される金融機関については、情報文書の備置義務が課せられる
- ▶ 調査対象取引に関する情報文書を提出
- 備置された情報文書が不正確な場合、当該金融機関には5万ルピーの罰金が賦課される

間接譲渡及び一般的租税回避防止規定(GAAR) -不明瞭さは残る...

▶間接譲渡

- ▶2012年度財政法案では、オフショア取引を掌握するため、ソースルールの範囲拡大を 目的とする明確化の改定が行われ、遡及適用の実施についても導入された
- ▶ソースルールの範囲拡大と遡及適用の実施は、投資マインドに悪影響を及ぼしていた
- ▶法律上の変更点はないものの、投資家の要請に応えるため、財務大臣から、今後の事案については、手続の実施を行う前に、高官級の委員会での審議を参照するようにとの言及が行われた
- ▶但し、現在進行中の事案の帰結については、依然不明瞭のままである
- ▶一般的租税回避防止規定(GAAR)
 - ▶ 商取引の実態を欠く、税務恩典を得ることが主目的の取引について、対応強化の規定 を導入
 - ▶今回の2013年度財政法案では、一般的租税回避防止規定の適用を2015年度まで延期
 - ▶記者発表では2016年度までの延期について触れられたが、財務大臣による決定は下 されていない

その他所得

資本財取引に関する前金について課税の可能性

- 資本財の取引について、前金として金額を受け取る、あるいは、取引協議中に何がしかの金額を受け取る場合で、取引不成立の結果、返金する必要のなくなった金額については、その他所得として課税対象となる
 - 上記の場合について、所得の定義に含めることが提案された
 - 将来の資本財の取引に際し、キャピタルゲインの計算を行う時、返金不要となる金額は、取得原価から減額されるものでなくなるという提案がなされている(=即時の収益認識)

GSTFiscal deficit Taxing

目次

- 1. 予算の背景
- 2. 予算案 2014
 - ▶ 主要政策
 - ▶ 直接税
 - ▶ 間接税



Retrospective amendments
Super rich tax
GAAR
Indirect tax



関税

- ▶ 基本関税の一般税率は10%で据置き
 - 相殺関税と特別追加関税の税率も据置き
- ▶ 手荷物規定
 - ▶ 無料となる手荷物許容額は3万5千ルピーから4万5千ルピーに引上げ
- ▶ 国内製造業を促進するため、輸入関税が売上物品税等より大きくなっている構造を合理化 ベネフィットを受ける業界は以下の通り:
 - ▶ 鉄鋼
 - 繊維
 - 再生可能エネルギー
 - ▶ 食品加工
 - > 包装
 - ▶ 石油
 - ▶ IT及び電機
- ▶ 関税分類上の混乱を回避するため、各種石炭の基本関税率と相殺関税 率がそれぞれ2.5%と2%に合理化

関税

- ▶ 輸出志向型企業(EOU)が投入財や材料を輸入し、国内関税エリア (DTA)向けに出荷する場合、通常の関税の他、セーフガード関税も賦課
- ▶ 事前裁定制度(Advance ruling)を居住者 非公開会社にも適用拡大
- ▶ 申請者は申告義務を果たしていなくても、紛争処理委員会に諮ることが 可能
- ▶ ボーキサイトの輸出関税が10%から20%に増加
- 輸入者のみインフラプロジェクトのための機械等の輸入品を減価償却 後の帳簿価額で処分することが認められていたが、今後は、他のコン ソーシアムメンバーも処分できるように改正

物品税

- ▶ 物品税の主要な税率は変更なし
- ▶ 国内製造業を促進するため、物品税率を引下げ 鉄鋼、食品加工、包装、製靴、電機、風力発電等(2014年7月11日施行)
- ▶ 物品税評価規則が改正され、製造業者へ直接的、あるいは間接的に 追加で対価の流入がないのであれば、モノの販売価格(たとえ原価割 れでも)が取引価格で、課税基準となると規定(2014年7月11日施行)
 - ▶ FIAT社の判決後の懸念事項に対処
 - ▶ 将来に向かってのみ適用

物品税

- あらかじめ決められた税額の一定額のデポジットかペナルティ、もしくはその両方を納付する。納付すれば、別途、残額についての猶予申請は不要
 - ▶ 最初の段階(Comm (A) or Tribunal)への上告は7.5%
 - 次の段階(Tribunal)への上告は10%

1億ルピーのデポジットを上限

(財政法案成立以降適用)

- ▶ 事前裁定制度(Advance ruling)を居住者 非公開会社にも適用拡大
- ▶ 国際競争入札(ICB)で元請業者が製品を製造するのは免税とされているが、下請業者が製造し、元請業者へ供給する場合の課税関係は争いがあったが、これも免税として明確化された

物品税

- 未納の物品税について、月次1%のペナルティを延滞利息と合わせて納付することとなった(それまで、個々の貨物を出荷するたびに物品税を納付)
 - ▶ 以前は、未納の物品税を延滞利息とともに納付するまで、個々の貨物を出荷するたびに物品税の納付
- 申請者は申告義務を果たしていなくても、紛争処理委員会に諮ることが 可能

CENVATクレジット

- ▶ 投入財や投入サービスのクレジット(仕入税額控除)記載に時間制限が 新設された - (請求書発行日から)6ヶ月内でのみ可能(クレジット記載 していなければ、クレジットの権利が失効)
- ▶ リバースチャージの場合は、請求価額の支払いがあったかを問わず、 サービス税支払い時に直ちにクレジットできる(これまでは支払った時の みクレジット可)
- 大規模納税企業は、企業内でクレジットの付替えは今後できなくなる

- ▶サービス税の実効税率は12.36%で据置き
- ▶ ネガティブリスト項目を削減(大統領の承認日から施行)
 - ▶印刷媒体以外の広告スペースの販売は課税対象
 - ▶無線タクシーは減額率60%で課税対象
- ▶免除項目が取消し(即日施行)
 - ▶臨床試験
 - ▶空調付き車両の旅客輸送機
 - ▶教育機関
 - ▶教室等の不動産使用料を教育機関が受領する場合
 - ▶教育機関の特定のサービスにのみ免税

- ▶免除項目の拡大(2014年7月11日から施行)
 - ▶インドの旅行会社がインド国外のツアーに参加する外国旅行者へのサービス
- ▶他の主要な改正(大統領の承認日から施行)
 - ▶裁決までの時間制限規定(これまではなかった)
 - ▶ペナルティ免除は、通常の制限期間内の事案のみに限定
 - ▶残額の猶予申請は不要。ただし、上告するには7.5% 10%のデポジットを納付する必要
 - ▶事前裁定を居住者の非公開会社にも適用拡大

- ▶他の主要な改正(2014年10月1日から施行)
 - ▶2012年サービス提供地規定の改定(PoPSルール)
 - ▶モノを輸入し、改良やリエンジニアリングを行う場合、モノとサービスの「提供地」条件 が実績ベースに変更、インドであれば課税対象
 - ▶モノの仲介業務を行う場合、その仲介サービスを行う場所がモノとサービスの「提供 地」となり、インドであれば課税対象
 - ▶6ヶ月遅延する場合、延滞利息率の著しい増加(24%から30%)

- ▶他の重要な改正(2014年10月1日から施行)
 - ▶船舶によるモノの輸送の課税対象分は50%から40%に削減、つまり、実効税率は4.944% (12.36%×40%)に
 - ▶(モノとサービスの)混合契約において、混合税率を使用する場合、請負工事のサービス部分の価額の算定に際して、30%の減額率に統一し、サービス部分は70%に統一(以前は、「他の請負工事」はの60%、「修理、メンテナンス、物品のサービス」は70%だった)
 - ▶国内のリバースチャージ規定は、次のサービスの場合、<u>即日施行</u>
 - ▶取締役の法人に対するサービス
 - ▶銀行、金融機関、NBFCへの回収支援サービス

JBSチーム



Ajit Krishnan
アジット クリシュナン
パートナー JBS Leader
所属 インド、グルガオン
T: +91 (124) 671 4490
E: ajit.krishnan@in.ey.com



Niladri Nag

ニラドリ ナグ
アソシエイトディレクター JBS
所属 日本、東京
T: ++81 3 3503 1844
E: nag-nldr@shinnihon.or.jp



Hiroshi Matsuda
松田 博司
アソシエイトディレクター JBS
所属 インド、グルガオン
T: +91 (124) 671 4401
M: +91 99 7249 0715
E: hiroshi.matsuda@in.ey.com
南部担当兼任



Takeshi Joichi 城市 武志 シニアマネージャー JBS 所属 インド、グルガオン T: +91 (124) 671 4156 M: +91 95600 57198 E: takeshi.joichi@in.ey.com



小林 祐介シニアマネージャー JBS
所属 インド、アーメダバード
T: +91(796)608 3880
M: +91 99 2542 4477
E: yusuke.kobayashi@in.ey.com



早坂 周子 マネージャー JBS 所属: インド、ムンバイ T: +91 22 619 21542 M::+91 91677 11136 E: shuko.hayasaka@in.ey.com

Shuko Hayasaka



免責事項:本資料または本資料に含まれる情報(以下、「本資料」)は、一般的な情報提供を目的としており、特定の目的でのご利用・専門的な判断の材料としてのご利用・詳細な調査の代用等のために提供されているものではありません。本資料などを利用されることによって発生するいかなる損害に対しても、EY及びそのメンバーは一切の責任を負いかねますことをご了承下さい。

